

連載・大学分科会の審議経過について

中教審・大学分科会「中長期的な大学教育の在り方について」の審議状況(6)

〈大学設置認可に関する大学分科会の審議状況(平成二十二年三月以降)〉

文部科学省 高等教育局高等教育企画課・高等教育政策室専門職 八田 聡史

前回(七月号)は、大学の設置認可に係る規制緩和により大学の量的規模の拡大・多様化が進んだこと、その一方で大学設置・学校法人審議会で設置認可に係る様々な課題が指摘されたことと、それに関する平成二〇年九月〜平成二十一年一月の間の大学分科会での審議状況を紹介した。本号では、それ以降、現在に至るまでの、大学分科会の審議状況を紹介する。

【五】大学分科会の審議状況(平成二十二年三月以降)

(1) 公的な質保証システムの在り方に関する検討(平成二十二年三月〜九月)

大学設置認可の在り方については、平成二〇年一〇月の大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の納谷分科会長職務代理からのヒアリング等で示された課題も含め、大学分科会に設けられた質保証システム部会で審議された。

平成二十二年三月に開催された第一回質保証システム部会

では、平成一七年の中教審答申「我が国の高等教育の将来像」で、「事前評価としての行政による設置認可と、事後評価としての評価機関による第三者評価を言わば両輪とした、質の保証が必要」とされていることから、設置基準・設置認可審査に、事後評価としての認証評価を加え、それらを質保証システムとして一体的に検討することとされた。具体的な検討課題として、設置基準・設置認可審査・認証評価の三つの要素の関係や、それぞれが事前・事後に果たすべき役割について検討することが必要とされた。

審議では、設置基準が大学関係者の共通理解を前提としており、その表現が抽象的・定性的であることに對し、多様な大学が出現する中で、これを再整備することなどが検討された。また、設置認可審査については、十分な審査期間の確保など、審査に十分な体制を構築することなどが検討された。さらに、認証評価については、大学や社会の中でも、大学評価基準の具体化、評価結果の明確化や、設置

認可審査や設置計画等履行状況調査（アフターケア）と認証評価との接続のあり方が検討された。

これらの審議状況は、平成二十二年六月の「中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告」（以下、「第一次報告」という。）及び八月の「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」（以下、「第二次報告」という。）で取りまとめられた。「第一次報告」は、設置基準・設置認可審査・認証評価の三者間の課題について検討し、公的な質保証システムを構成する三つの要素の相互の関係を踏まえた課題を整理した。また、「第二次報告」は、我が国の公的な質保証システムが従来の設置基準と設置認可審査による「事前規制型」から「事前規制と事後確認の併用型」に転換した歴史的経緯を確認した。その上で、「第一次報告」の検討内容も含め、公的な質保証システムについての検討課題を再整理した。

（設置基準と設置認可審査における課題）

- ・設置認可審査に際して有効な基準として機能する仕組みを検討するため、設置基準の定性的・抽象的な規定を具体化・明確化（教員要件の明確化、施設・設備の基準の量化など）
- ・設置認可審査は、書面審査が中心であり、設置基準に定

められている事項には、審査時に十分では明らかでないものも存在することから、設置認可後の状態を確実に把握する方策

- ・設置認可審査の審査期間の適正化 など

（設置基準と認証評価における課題）

- ・大学評価基準（認証評価機関が認証評価を行うために定める基準）が設置基準に適合しなくてはならないことから、設置基準の趣旨を踏まえて、大学評価基準の趣旨や判断項目の一層の具体化の検討

- ・認証評価機関が設置基準より厳格な基準を定めた場合などにおいて、認証評価の判定において、設置基準上の要件を満たしているか、認証評価機関が独自に定めた大学評価基準を満たしているかの明確化
- ・認証評価結果が不適合となった場合に、結果及び理由と設置基準等との関係の整理

（設置認可審査と認証評価における課題）

- ・質保証システムとしての一貫性を確保する観点から、設置認可審査や設置計画等履行状況調査で明らかになった課題について、認証評価への引き継ぎ
- ・アフターケア終了後の大学に対する設置基準の適合性の

確認方法

・所定の期間内に認証評価を受けなかった場合の対応

(2) 現下の社会情勢等を踏まえた検討等(平成二十一年九

月～平成二十二年五月)

① 「社会的・職業的自立に関する指導等」及び「教育情報の公表の促進」

平成二十一年九月以降、大学教育の質保証については、現下の社会情勢等を踏まえ、「社会的・職業的自立に関する指導等」及び「教育情報の公表の促進」が集中的に審議された。

「社会的・職業的自立に関する指導等」については、平成二十二年一月に公表された「中長期的な大学教育の在り方に関する第三次報告」が、社会的・職業的自立に関する指導等を大学設置基準に規定するよう提言した。これを受けて、二月には、大学設置基準が改正された(平成二十三年四月施行)。また、「教育情報の公表の促進」については、本年三月に「教育情報の公表の促進に関する諸施策について(審議経過概要)」が取りまとめられ、各大学が公表すべき情報の項目等がとりまとめられた。これを受けて、六月には学校教育法施行規則等が改正された(平成二十三年四月施行)。

② 認証評価における課題の検討

平成二十二年二月に開催された質保証システム部会では、(1)に挙げた課題のうち、認証評価にかかる課題が審議された。

審議では、大学評価基準と設置基準との関係について、認証評価結果の公表に当たり、判断の根拠事由を明示することとされた。さらに、アフターケアと認証評価との関係について、アフターケアでの「留意事項」の記述を、より分かりやすくすることとされた。このほか、文部科学省より、評価を受けるべき大学に対し、平成二十二年度までに認証評価を確実に受けるよう促すこととされた。

(3) 今後の審議事項について

「社会的・職業的自立に関する指導等」及び「教育情報の公表の促進」について、法令改正が行われたことから、平成二十二年六月に開催された質保証システム部会では、公的な質保証システムの在り方を中心とした検討を再開するため、設置基準及び設置認可審査の在り方を中心に、今後の審議事項が整理された。これについては、黒田質保証システム部会長から、六月二十九日に開催された大学分科会に報告され、あわせて、今後、同部会で具体的な検討を行うことが表明された。大学分科会の審議を経て、同日付で取りまとめられた「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告」(以下、「第四次報告」という。)では、公的な質

保証システムの整備と関連する施策が整理された。

公的な質保証システムの整備に関する審議の基本的な方針として、各大学、大学団体、国のそれぞれの役割を踏まえた検討が必要とされた。また、その際には、大学教育が学位を与える課程（プログラム）として構成されることに着目した質保証がなされる必要があること、各大学が、どのような機能に比重を置いても、その努力が評価・認知されるよう、大学の機能別分化を考慮する必要があることが指摘された。

この基本的方針を受け、「第四次報告」では、「第二次報告」までに明らかになった論点も含め、それまでの審議で問題提起されていた質保証に関する論点を、①設置基準等の改正が必要な事項、②今後さらに具体的な検討を要する事項、③その他、質保証に関して検討が必要な事項、の観点から指摘した。

① 設置基準等の改正が必要な事項

「第一次報告」「第二次報告」で、審査内規の廃止により抽象的となった大学設置認可の基準を明確化することなどが提言されていること、また、大学設置基準に規定されている内容について、大学関係者からも法令としての基準性を明確にすることが求められていることから、具体的な制

度改正が必要な事項及び問題意識を以下のとおり取りまとめた。

（制度改正が必要な事項）

・大学の施設・設備に関する基準の明確化

現在、「文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」第六条及び第七条は、「学生が休息その他に利用するのに適当な空地」及び「運動場」について、大学が代替措置を講じている場合には、「空地」や「運動場」を有することなく、大学を設置することが可能と規定している。この代替措置を明確にすることが求められており、それに伴う基準と考え方を整理することが必要。

・独立大学院（大学院大学）の基準の明確化

現在、学校教育法第一〇三条は、「教育研究上特別の必要がある場合」に、大学院のみを置く大学の設置を認めている。この「教育研究上特別の必要がある場合」について、校舎、校地、必要な施設・設備等の具体的な要件が明確でないことから、その明確化が必要。

・専門職大学院の「実務家教員」の明確化

現在、専門職大学院設置基準第五条は、専門職大学院に、

担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を置くことを規定している。この専任教員の定義や、専任教員に占める「実務家教員」の割合の取扱等が明確でないことから、その明確化が必要。専門職大学院の認証評価の特例措置（免除規定）の見直し

現在、学校教育法施行規則第一六七条第二号は、専門職大学院への認証評価について、認証評価を行う認証評価機関が存在しない等の場合、自己点検評価・評価とその外部検証を行っていけば、認証評価が免除されることを規定している。質保証の観点から、この特例措置の廃止が必要。

② 今後さらに具体的な検討を要する事項

具体的な提言には至っていないが、今後さらに具体的な検討を要する事項として、以下が挙げられている。

- ・ 海外とダブル・ディグリー等を行う場合の制度的な検討が必要な事項の整理
- ・ 専門職大学院の専任教員は、平成二五年度までの間、学部や大学院の教員数に算入しうるとする、いわゆるダブルカウントの特例措置の取扱
- ・ 上記のほかの専門職大学院に関する質保証の問題

・ 現状の短期大学設置基準は大学設置基準のブループリントとなっていることなどを踏まえ、短期大学設置基準の見直し

・ 通信教育設置基準の在り方の見直し

・ 学位に付記する専攻分野名の在り方の見直し

また、設置認可審査に関して、以下のような課題をあげた。

・ 現在の設置認可審査にかかる期間（大学新設の場合は七ヶ月、学部等設置の場合は五ヶ月）について、十分な審査期間を確保するよう適正化

・ 学際分野の審査について、複数の分野別専門委員会で、それぞれの観点から審査を行う現行の審査方法の見直し

③ その他、質保証に関して検討が必要な事項

上記のほか、各大学が、自主的・自立的に、その個性と特色に応じて機能別に分化していくことが想定され、そうした取組を支援する方策として、質保証に係る観点や指標の在り方や、機能別分化を前提とした場合の質保証の観点や指標を開発するための推進方策及び活用の在り方を課題としてあげた。

また、学士課程答申に掲げられている三つの方針（学位授与、教育課程の内容・方法・入学者受入れ）に関し、その実質化の検討が必要とした。